

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成23年8月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名  
三菱UFJリース株式会社 代表取締役社長 村田 隆一
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アクロスプラザ杜せきのした その1  
名取市杜せきのした5丁目5番地1～26
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
三菱UFJリース株式会社 代表取締役社長 村田 隆一  
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 4 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)  
日本トイザラス株式会社（開店時刻）午前10時（閉店時刻）午後9時  
マルホン株式会社（開店時刻）午前10時（閉店時刻）午後10時  
(変更後)  
日本トイザラス株式会社（開店時刻）午前10時（閉店時刻）午後9時  
マルホン株式会社（開店時刻）午前10時（閉店時刻）午後10時  
株式会社LIXIL（開店時刻）午前6時30分（閉店時刻）午後7時30分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 駐車場1 午前9時45分から午後10時15分まで  
(一部 午前9時45分から午後9時30分まで)  
駐車場2 午前9時45分から午後9時30分まで  
(変更後) 駐車場1 午前6時00分から午後10時15分まで  
(一部 午前6時00分から午後9時30分まで)  
駐車場2 午前9時45分から午後9時30分まで
- 5 変更の年月日  
平成23年8月6日
- 6 届出年月日  
平成23年8月2日
- 7 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 8 縦覧期間  
平成23年8月17日から平成23年12月19日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」  
(経済産業省告示第 1 6 号) 及び意見書様式を参考のこと。